

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-27
処分の種類	指定完成検査機関の基準適合命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第58条の29			
処分の概要	指定完成検査機関が指定の基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				